

## 意見書

平成17年10月26日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

涉外第17-0216号

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) につぼん かぶしがいいしゃ  
氏 名 日本テレコム株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょう くらしげ ひでき  
代表執行役社長 倉重 英樹

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成17年度実施細目(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成17年度実施細目(案)」に対する意見

項	段落	意見
18項	5 - 2 (3)	<p><b>【総務省案】</b> 通話における競争</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入における市場支配力が、通話における競争に影響していないか。</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入市場には、以下の特殊性があるものと認識しております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現状ではお客様にとって不可欠な基本インフラであり、保守対応・利用できるサービスの違い、競争事業者への切り替え時の手順等がお客様に非常に大きな影響を与える。</li> <li>- 競争が始まったばかりで、歴史的経緯による構造的な独占性が非常に高い市場であり、独占的リソース(カネ、設備、人材、情報、ブランド)を活用するメリットが大きい。</li> </ul> </li> <li>・ 上記のような特殊性ゆえに他市場では問題とならないことが障壁となります。したがって、このような特殊性を勘案し、実施細目(案)に挙げられた項目に加え、以下の視点での分析もあわせて行うべきと考えます。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">加入サービスにおける市場支配力が、競争事業者が提供している加入サービスとの競争に与える影響 加入サービスにおける既存事業者の市場支配力は、通話サービス市場だけでなく、加入サービス市場においても影響を与えるものと考えます。例えば以下の観点について、競争への影響を分析すべきと考えます。</p> <p>(1) 切り替えに不可欠な情報の開示の問題が競争に与える影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号ポータビリティの制度が導入されたことにより番号は事業者間で引き継ぐことが可能となりましたが、以下のような情報についても事業者間で円滑に引き継がれないと、本当の意味で番号ポータビリティ</li> </ul>

項	段落	意見
		<p>が実現したことにはならず、公正競争の実現は困難と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客は正確に詳細情報を記憶していない場合があり、このような場合にはN T T東西殿に情報開示の手続きをして詳細情報を入手しなければなりません。しかしながら、顧客が情報を入手するためには、名義人の確認や開示手数料の負担などが求められることから円滑に詳細情報が引き継がれない場合もあります。</li> <li>・ このような、N T T東西殿からの情報開示の問題が競争に与える影響についても分析すべきと考えます。</li> </ul> <p>(a) 市場支配的事業者は把握しているが、競争事業者が顧客から取得することが事実上困難な情報  (例)クレジット認証端末・セキュリティー端末用のパケットサービスの詳細情報  (例)代表組みのハント順・ダイヤルインの番号送出方法・桁数・付加サービスなど詳細情報  (例) A D S L の利用状況（法人において総務部等電話を管理する部門が把握していない場合）  (例) H R ( H L ) アダプタの設置情報</p> <p>(b) 市場支配的事業者も把握していないため、競争事業者が事実上取得不可能な情報  (例)ガス・水道会社の保守のためのノーリンググの利用情報  (例) 1 1 0 番・1 1 9 番号直接通報装置（逆信利用）の設置情報</p> <p>(2) 歴史的経緯による独占的リソースの活用が競争に与える影響  上記で述べたように、加入市場は歴史的経緯による構造的な独占性が非常に高く、独占的リソース（カネ、設備、人材、情報、ブランド）を活用するメリットが大きいという特殊性が存在します。そうしたリソースの活用が競争に与える影響について分析をおこなうべきと考えます。  (例)市場支配的事業者のグループ間でのリソースの活用が競争に与える影響  (例)市場支配的事業者が1 X Y 番号による顧客獲得が可能なことによる競争への影響</p> <p>加入者線設備の市場支配力が、加入サービス・通話サービス市場に与える影響  加入者線設備の市場支配力については、接続ルールの整備によって公平性が担保されております。特に、ドラ</p>

項	段落	意見
		<p>イカップ、ダークファイバ、コロケーションルールの整備は、加入サービスにおける競争に寄与したものと認識しております。しかしながら、現状でも、十分に公正性が担保されていない部分が存在しているものと認識しております。そうした部分の存在が競争に与える影響について、分析すべきと考えます。</p> <p>(1) 手続き処理の内外無差別原則が確実に担保されているかどうか競争に与える影響 事業法の内外無差別原則がどの程度担保されているかを検証し、確実に担保されているかどうか競争に与える影響を検討すべきと考えます。</p> <p>(2) 工事・保守対応条件の非対称性が競争に与える影響 工事や保守に関し、加入者線設備を設置している市場支配的事業者と、競争事業者との間には、例えば以下のような条件の非対称性が存在します。このような非対称性の存在が競争に与える影響について分析すべきと考えます。 (例)開通までの工事期間の差 (例)加入者線区間での保守対応情報の差</p> <p>加入電話の市場支配力がI P電話に与える影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ N T T東西の 0AB-J IP 電話サービスは、活用業務として市場支配力のある加入サービスの独占的リソース（カネ、設備・人材・情報・ブランド）を利用できるという特殊性があります。活用業務認可にあたっては、いくつかの条件が付与されておりますが、条件付与の下での競争が有効に行われているかについて、以下の視点での分析を行うべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 活用業務の認可条件事項が競争に対し有効に機能しているかどうか N T T東西殿は毎年「活用業務実施報告書」を公表しておりますが、この内容で他事業者として、認可条件事項が担保されているか否かを確認することは困難です。貴省において、認可条件事項が担保されているか否かを検証したうえで、確実に担保されているかどうか競争に与える影響を検討すべきと考えます。</li> </ul> </li> </ul>

項	段落	意見
		<p>(例)加入電話・INS64の顧客情報の利用の禁止</p> <p>(b) 認可条件以外に競争に影響を与える要因があるかどうか</p> <p>(例) 1XY番号による顧客獲得</p> <p>(例) ブランドネーム等の利用</p> <p>ブロードバンド市場における競争状況が、OAB-J IP 電話および固定電話における競争に与える影響</p> <p>(1) F T T Hの競争状況がOAB-J IP 電話や加入電話の競争に与える影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度の競争評価においては、住宅向けF T T H市場において、市場支配力の行使はないものの、寡占状況にあることが示されました。OAB-J IP 電話は現状F T T Hのアプリケーションとして提供されており、F T T H市場の拡大に伴い、OAB-J IP 電話が基本インフラとして加入電話を代替した場合、F T T Hの市場支配力が加入電話に大きな影響を与える可能性があります。したがって、F T T Hの寡占状況がOAB-J IP 電話や固定電話との競争にどのように影響しているのかを分析すべきと考えます。</li> </ul> <p>(2) A D S Lと直収電話サービスとの重畳の状況が競争に与える影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,300万を超える加入者がいるA D S L市場におけるメジャープレイヤーのサービスと加入電話との重畳の可否は、基本インフラである加入電話におけるお客様の利便性に大きく影響を与えるものと考えます。したがって、A D S Lと直収電話との重畳の状況が競争に与える影響について、分析を行うべきと考えます。</li> </ul>
18項-19項	5 - 2	<p>【総務省案】</p> <p>ネットワーク構造（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話・PHS・公衆無線LANなどのサービスは、今後どの程度固定電話を代替・補完していくのか。</li> </ul> <p>移動体通信との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ F M Cサービスは、今後どのように展開されていくのか。</li> </ul>

項	段落	意見
		<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>インターネット接続との関係(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『トリプルプレイ』サービスは、今後どのように展開されていくのか。</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変化の早い電気通信市場において、将来の状況の展望を分析することは、変化に対応した迅速な政策立案に役立つものと認識しております。しかしながら、将来展望には不確実性が伴うものであり、将来予測に誤りがあった場合、それに基づく政策によって競争が逆に阻害される危険性もあります。したがって、将来予測に基づく制度設計により、競争を阻害することがないように、その時々現状分析による見直しが必要と考えます。</li> <li>・ また、移動体電話や公衆無線LANなどの周辺市場のサービスとの間の競争状況を分析することには意義があるものと考えます。さらに、NTT東西の加入電話トラヒックの減少は、他の固定電話事業者、IP電話事業者、携帯電話事業者の競争だけでは説明ができないことから、音声系サービスの関係だけでなく、メールやメッセージ等の非音声系サービスとの関係を分析し、それがどのように各事業者の競争に影響しているか分析すべきと考えます。</li> <li>・ 一方で、こうした周辺サービスには加入電話との代替性が完全にあるものではなく、むしろ補完的な関係にあるものと認識しております。固定電話 移動体電話、固定電話 公衆無線LANといったサービス間競争だけではなく、サービス内競争も市場を発展させる重要なファクターであることから、サービス間競争の分析に終始することなく、サービス内競争の分析についても十分に行うべきと考えます。</li> </ul>

以上